

平成十五年農林水産省令第七十二号

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成十五年法律第七十二号)第二項、第六条、第七条、第八条、第九条第一項から第三項まで、第十条第三項、第十一项、第十二条、第十三条、第十四条第三項、第十五条(第十六条第二項において準用する場合を含む)、第十七条、第十九条第六項並びに附則第一条第二項並びに牛の個体識別ための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百号)第四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、牛の個体識別ための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

二条、第十三条、第十四条第三項、第十五条(第十六条第二項において準用する場合を含む)、第十七条、第十九条第六項並びに附則第一条第二項並びに牛の個体識別ための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百号)第四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、牛の個体識別ための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 牛個体識別台帳(第三条—第六条)
第三章 牛の出生等の届出及び耳標の管理(第七条—第十九条)
第四章 特定牛肉の表示等(第二十条—第二十一条)

第五章 雜則(第二十八条・第二十九条)

附則

第一章 総則

(法第一条第一項の農林水産省令で定める牛)達に関する特別措置法(以下「法」という)。

第一条 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(以下「法」という)。

第二条 牛の出生等の届出及び耳標の管理(第七条—第十九条)
第三章 牛個体識別台帳(第三条—第六条)
第四章 特定牛肉の表示等(第二十条—第二十一条)

第五章 雜則(第二十八条・第二十九条)

附則

第一章 総則

(法第一条第一項の農林水産省令で定める牛)達に関する特別措置法(以下「法」という)。

第一条 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(以下「法」という)。

第二条 牛の出生等の届出及び耳標の管理(第七条—第十九条)
第三章 牛個体識別台帳(第三条—第六条)
第四章 特定牛肉の表示等(第二十条—第二十一条)

第五章 雜則(第二十八条・第二十九条)

附則

第一章 総則

(法第一条第一項の農林水産省令で定める牛)達に関する特別措置法(以下「法」という)。

第一条 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(以下「法」という)。

第二条 牛の出生等の届出及び耳標の管理(第七条—第十九条)
第三章 牛個体識別台帳(第三条—第六条)
第四章 特定牛肉の表示等(第二十条—第二十一条)

第五章 雜則(第二十八条・第二十九条)

附則

第一章 総則

(法第一条第一項の農林水産省令で定める牛)達に関する特別措置法(以下「法」という)。

第一条 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(以下「法」という)。

第二条 牛の出生等の届出及び耳標の管理(第七条—第十九条)
第三章 牛個体識別台帳(第三条—第六条)
第四章 特定牛肉の表示等(第二十条—第二十一条)

第五章 雜則(第二十八条・第二十九条)

附則

第一章 総則

(法第一条第一項の農林水産省令で定める牛)達に関する特別措置法(以下「法」という)。

第一条 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(以下「法」という)。

第二条 牛の出生等の届出及び耳標の管理(第七条—第十九条)
第三章 牛個体識別台帳(第三条—第六条)
第四章 特定牛肉の表示等(第二十条—第二十一条)

第五章 雜則(第二十八条・第二十九条)

附則

第一章 総則

(法第一条第一項の農林水産省令で定める牛)達に関する特別措置法(以下「法」という)。

二 牛肉を肉ひき機でひいたもの
三 牛肉の整形に伴い副次的に得られたもの
四 牛の種別

五 輸入された牛については、輸入先の国名及び輸入者の連絡先

六 死亡(とさつによる死亡を除く。以下同じ)した牛であつて、譲渡し等をされたものについては、譲渡し等の相手方の氏名又は名称、住所及び連絡先

七 とさつされた牛については、と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地

八 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

九 管理者の連絡先

十 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十一 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十二 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十三 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十四 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十五 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十六 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十七 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十八 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十九 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十一 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十二 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十三 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十四 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十五 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十六 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十七 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十八 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十九 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十一 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十二 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十三 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十四 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十五 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十六 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十七 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十八 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十九 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

四十 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

の雌牛が専ら搾乳を目的として飼養される牛の種(同項第八号及び第九号に掲げる種を除く。)をいい、同項第十一号に規定する「交雑種」とは、同項第一号から第七号までに掲げる種と同項第八号から第十号までに掲げる種との交雫により生じた種(この種と同項第八号から第十号までに掲げる種との交雫により生じた種を含む。)をいう。

三 輸出された牛については、輸出先の国名並びに輸出者の連絡先

四 死亡(とさつによる死亡を除く。以下同じ)した牛であつて、譲渡し等をされたものについては、譲渡し等の相手方の氏名又は名称、住所及び連絡先

五 とさつされた牛については、と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地

六 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

七 管理者の連絡先

八 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

九 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十一 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十二 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十三 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十四 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十五 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十六 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十七 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十八 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十九 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十一 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十二 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十三 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十四 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十五 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十六 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十七 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十八 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十九 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十一 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十二 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十三 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十四 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十五 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十六 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

三十七 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

に係る電子計算機と、届出を行う者の使用に係る電子計算機等とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この章において同じ。)を使用する方法により行わなければならぬ。

二 法第八条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二 管理者の連絡先

三 輸入の届出

四 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

五 電子情報処理組織を使用する方法により行うものと

六 法第八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二 輸入先の国名

三 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

四 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

五 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

六 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

七 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

八 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

九 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十一 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十二 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十三 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十四 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十五 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十六 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十七 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十八 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

十九 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十一 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十二 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十三 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十四 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十五 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十六 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十七 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二十八 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

四 謙渡し若しくは引渡しの直前又は輸送中に耳標が脱落したとき	五 その他農林水産大臣が特に必要があると認めるとき
第十三条 法第十一条第三項の規定により耳標を取り外し、又は両耳に耳標の着けられていない牛の譲渡し等若しくは譲受け等をする場合には、当該牛の管理者は、当該牛の個体識別番号を記載した札を当該牛の耳以外の部分にひも等で取り付けること	
第十四条 法第十一条第一項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。	
一 当該牛の耳以外の部分に個体識別番号を塗料等により記載すること	
(譲渡し等の届出)	
第十五条 法第十一条第二項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。	
一 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先	
二 譲渡し等の相手方の連絡先	
三 飼養の終了の年月日	
(譲受け等の届出)	
第十六条 法第十二条の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。	
一 法第十一條第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。	
二 譲受け等の相手方の連絡先	
(変更の届出)	
第十七条 法第十三条第一項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。	
四 変更の年月日	
(死亡の届出)	

2 法第十三条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。	一 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先
二 死亡した牛であつて、譲渡し等をされたものについては、譲渡し等の相手方の氏名又は名称、住所及び連絡先	
(とさつの届出)	
第十八条 法第十三条第二項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。	
一 譲受け等の相手方の連絡先	
(輸出の届出)	
第十九条 法第十三条第三項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。	
一 輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先	
二 譲受け等の相手方の連絡先	
三 飼養施設の所在地	
四 輸出先の国名	
(情報通信の技術を利用する方法)	
第四章 特定牛肉の表示等	
第二十条 法第十四条第三項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	
一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの	
イ と畜者の使用に係る電子計算機と特定牛	
イと畜の引渡しの相手方（以下この条において「相手方」という。）の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて送信	
し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに該当事項を記録する方法	
二 訂受け等の相手方の連絡先	
三 飼養の開始の年月日	
(変更の届出)	
第十六条 法第十二条の規定による届出は、次に掲げる事項につき、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。	
一 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先	
二 訂受け等の相手方の連絡先	
三 飼養の開始の年月日	
(変更の届出)	
第十七条 法第十三条第一項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。	
四 変更の年月日	
(死亡の届出)	

2 法第十三条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。	一 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先
二 死亡した牛であつて、譲渡し等をされたものについては、譲渡し等の相手方の氏名又は名称、住所及び連絡先	
(とさつの届出)	
第十八条 法第十三条第二項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。	
一 譲受け等の相手方の連絡先	
(輸出の届出)	
第十九条 法第十三条第三項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。	
一 輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先	
二 譲受け等の相手方の連絡先	
三 飼養施設の所在地	
四 輸出先の国名	
(情報通信の技術を利用する方法)	
第四章 特定牛肉の表示等	
第二十条 法第十四条第三項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	
一 輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先	
二 譲受け等の相手方の連絡先	
三 飼養施設の所在地	
四 輸出先の国名	
(販売業者による個体識別番号の表示方法)	
第二十二条 法第十五条第一項に規定する個体識別番号の表示は、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状の見やすい場所又はその店舗の見やすい場所（不特定かつ多数の者に販売する場合に限る。）に、明瞭にしなければならない。	
(販売業者による荷口番号の表示方法)	
第二十三条 法第十五条第二項第一号（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める頭数は、五十ととする。	
(販売業者による荷口番号の表示方法)	
第二十四条 法第十五条第三項（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する荷口番号の表示は、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状の見やすい場所又はその店舗の見やすい場所（不特定かつ多数の者に販売する場合に限る。）に、明瞭にしなければならない。	
(販売業者による荷口番号の表示方法)	
二 販売業者 販売に係る特定牛肉ごとに次の二イ及びロに掲げる事項（販売の相手方が不特定かつ多数の者である場合にあってはロに掲げる事項を除く。）	
イ 仕入れに係る特定牛肉に対応する一若しくは二以上の個体識別番号又は荷口番号を同一の年月日、当該仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該仕入れに係る特定牛肉の重量	
ロ は二以上の個体識別番号又は荷口番号、当該販売の年月日、当該販売の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該仕入れに係る特定牛肉の重量	
三 特定料理由とした特定牛肉ごとに、仕入れに係る特定牛肉に対応する一若しくは二以上の	

個体識別番号又は荷口番号、当該仕入れの年月日、当該仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該仕入れに係る特定牛肉の重量

第五章 雜則

(身分を示す証明書の様式)

第二十八条 法第十九条第四項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式による。

第二十九条 法第十九条第一項から第三項までに
（様式の委任）

付 则 少 権限を行うことを妨げない。

（施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成十五年

十二月一日）から施行する。ただし、第四章の規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年十二月一日）から施行する。

第二条 法附則第二条第二項の農林水産省令で定める事項は、管理者の連絡先とする。

附則（令和
省令第八三号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和五年二月八日農林省令第六三号）抄

別記様式

平 官 元 真	署 名 印 蓋	年 月 日 年 月 日執行
------------------	------------------	------------------

農林省大蔵司

五 第一項第一款第三項までの規定による権限は、資源・実質の規制は、荒原開拓のための規制であらうとしたものと解釈してよい。ない。

六 第二項第一款第三項までの規定による権限の範囲は、農地・水田を含むのであることをことにし、その一部で地代収取権を課する事ができる。

第七項、次の各項のいずれかに該当する時は、三十日以下の猶期に附す。

八 第十九条第一項から第三項までの規定による権限をせず、苦しそうな身の恵みを教へし、これらが規定する実質を以て其を承取し、詐欺、奸計、奸心に犯せし者、これらとの間の規定による権限に対して陳述をせず、少しもくは連絡・陳述した者